３　［略］

４　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十一項において準用する同条第九項の規定による認可（長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十二項の規定による認可について準用する。

５　［略］

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　［略］

［２～４　略］

５　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第八項において準用する同条第六項の規定による認可（長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

６　［略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　［略］

２　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請の時において、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［二～四　略］

五　当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　略］

３　［略］

４　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第八項において準用する同条第六項の規定による認可（長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第九項の規定による認可について準用する。

５　［略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

３　［同上］

４　第一項の規定は、法第十三条の二第九項の規定による認可について準用する。

５　［同上］

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九　［同上］

［２～４　同上］

５　第一項の規定は、法第十六条の四第八項の規定による認可について準用する。

６　［同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二　［同上］

２　［同上］

一　当該申請の時において、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［二～四　同上］

五　当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［六・七　同上］

３　［同上］

４　第一項の規定は、法第十六条の四第九項の規定による認可について準用する。

５　［同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　［同上］

［一・二　同上］